



平成 29 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 N・フィールド
代 表 者 名 代表取締役社長 高 木 三 愛
(コード番号：6077 東証第一部)

問 合 せ 先 専務取締役
管理本部長 久 保 明

(TEL. 06-6343-0600)

拠点統合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、拠点統合を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は平成 29 年 6 月 1 日時点において、全国 47 都道府県において 185 拠点の訪問看護ステーションを運営するに至っております。

訪問看護ステーションには、事業所^{*1}と営業所（ないし出張所）^{*2}の 2 形態があります。

当社は、営業所（ないし出張所）として開設した拠点は、後に事業所に形態変更をすることを基本方針としており、看護師及び事務員を順次配置し、事業所開設要件（看護師の常勤換算 2.5 人以上の配置）を満たすことに取り組んでおります。

今般、今後の拠点展開を検討する過程で、事業所への形態変更の目途が立ちにくい営業所（ないし出張所）について精査を行い、本体の事業所への統合を実施しても訪問効率等への影響が最小限である営業所（ないし出張所）について、本体の事業所と統合することといたしました。

統合する営業所（ないし出張所）は下記の通りとなります。

記

1. 統合する営業所（ないし出張所）

統合時期	被統合拠点	本体の事業所（統合先）	統合拠点数
平成29年7月	デューン品川 麻布営業所	デューン品川	4 拠点
	デューン練馬 平和台営業所	デューン練馬	
	デューン千葉 土気出張所	デューン千葉	
	デューン横浜 保土ヶ谷営業所	デューン横浜	
	合 計		4 拠点

なお、この統合による当社の業績に及ぼす影響は軽微であり、現時点で当社の業績予想についての修正はありません。

以上

【用語解説】

※1. 事業所

訪問看護ステーションを運営するために必要な認可をもらうために必要な形態。

訪問看護を行う事業所毎に、介護保険法に基づく場合は都道府県知事の指定を、健康保険法（医療保険等）に基づく場合は地方厚生（支）局の指定を受ける必要があり、看護師の常勤換算2.5人以上の配置が必須要件となる。

※2. 営業所（ないし出張所）

本体の事業所と同一都道府県にあり、サービスを利用されている方のご自宅が散在している、また、交通不便で時間を要する等、効果的な訪問看護ができない地域において、本体の事業所との一体的運営のもとに設置が認められている形態。

本体の事業所と営業所（ないし出張所）を含めて、常勤換算 2.5 人以上の員数が必要となる。